

福岡県在籍型出向等支援協議会 開催要綱

1 目的

新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされる企業が増加する中で、一時的に雇用過剰となった企業と人手不足が生じている企業との間で、在籍型出向により労働者の雇用を維持するために、地域において関係機関が連携して、出向の情報やノウハウの共有、送出企業や受入企業開拓等を推進することを目的として、福岡県在籍型出向等支援協議会（以下「地域協議会」という。）を設置・開催する。

2 構成員等

地域協議会の構成員は別紙のとおりとする。地域協議会は、必要に応じて、構成員の追加及び関係者の出席を求めることができる。

3 協議事項

地域協議会は次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域における雇用過剰、人材不足等現下の雇用情勢に関する事。
- (2) 地域における出向の送出企業や受入企業の情報・開拓に関する事。
- (3) 地域における関係機関間の連携に関する事。
- (4) 地域における出向支援のノウハウ・好事例の共有に関する事。
- (5) 各種出向支援策の共有など出向の効果的な実施の推進に関する事。
- (6) その他必要な事項に関する事。

4 地域協議会の開催

地域協議会は原則、年度1回を目安に開催することとするが、その他必要に応じて開催することができるものとする。

5 事務局

地域協議会の事務局は、厚生労働省福岡労働局職業安定部に置く。

6 その他

- (1) 地域協議会の議事については、別に地域協議会で申し合わせた場合を除き、原則として公開とする。
- (2) この要綱に定めるもののほか、地域協議会に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和3年3月26日から施行する。

この要綱は、令和3年10月27日から施行する。

福岡県在籍型出向等支援協議会 構成員

〈経済団体〉

福岡県中小企業団体中央会事務局長
福岡県商工会議所連合会福岡商工会議所
経営相談部 商業雇用支援グループ長
福岡県商工会連合会支援部参与
福岡県経営者協会事務局長

〈労働団体〉

日本労働組合総連合会福岡県連合会
組織・労働条件局副事務局長

〈金融機関〉

株式会社北九州銀行事業性評価部主任調査役
株式会社筑邦銀行企画本部人事グループグループ長代理
株式会社福岡中央銀行ビジネスサポート部部长
株式会社福岡銀行人事部主任調査役
株式会社西日本シティ銀行人事部主任調査役

〈都道府県社会保険労務士会〉

福岡県社会保険労務士会事務局長

〈出向支援組織〉

公益財団法人産業雇用安定センター福岡事務所長

〈関係省庁〉

国土交通省九州運輸局観光部観光企画課長
厚生労働省福岡労働局職業安定部職業安定課長
国土交通省九州地方整備局建政部建設産業課長
国土交通省九州運輸局交通政策部次長
国土交通省大阪航空局福岡空港事務所広域空港管理官
経済産業省九州経済産業局地域経済部地域経済課
産業人材政策担当参事官

〈地方公共団体〉

福岡県福祉労働部労働局労働政策課長

(機関別に五十音順、敬称略)